

総社市教育委員会告示第5号

総社市特例保育施設補助金交付要綱（令和6年総社市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特例保育施設 市内に所在する認可外保育施設のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとして総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める施設をいう。</p> <p>ア 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に規定する証明書の交付を受けていること。 <u>ただし、年の中途で事業を開始する等の理由により、申請年度において当該証明書の交付を受けることができない場合にあつては、教育委員会の確認により、当該証明書の交付を受けているものとみなすことができる。</u></p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特例保育施設 市内に所在する認可外保育施設のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとして総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める施設をいう。</p> <p>ア 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙）に規定する証明書の交付を受けていること。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。